

用語解説

この指針では、各用語を次のように定義し使用しています。

○移動制約者

自動車が利用できないなど、公共交通以外に移動手段がなく、移動に困っている人をいいます。また、公共交通を自力で利用できず、障害者等専用の交通サービスを必要とする人を移動困難者といいます。

○交通結節点

ある程度の運行本数が確保され、乗り換え可能な鉄道駅やバス停をいいます。

○路線バスとの競合

既存の路線バスの運行路線と重複する経路、または沿線を運行し、利用者を奪う状況を指しますが、以下の場合、競合となるかどうかは個別に調整が必要です。

- ①運行時間帯が異なる場合
- ②重なっている区間が駅や主要目的地の周辺と一部の区間重複する場合
- ③他に経路選択の余地がなく、やむを得ない場合

○交通空白地域

一般乗合型（p 8 参照）の運行を確保することが困難な地域をいいます。